

第3章 自殺対策の取組

1 自殺対策の基本理念

自殺総合対策大綱では、自殺対策の本質が生きることの支援であることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとしております。

本市においても、「いのち支えあう「志」のまち志布志」を基本理念とし、全庁的連携の下、関係機関・団体との連携を図りながら、自殺対策を推進していきます。

基本理念 いのち支えあう「志」のまち志布志

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下させる**

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクル**を通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、
加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み(例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

<p>1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成 ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成 ・地域自殺対策推進センターへの支援 ・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進 	<p>2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ・児童生徒の自殺対策に関する教育の実施【SOSの出し方に関する教育の推進】 ・自殺や自殺関連事象に関する正しい知識の普及 ・うつ病等についての普及啓発の推進 	<p>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用(革新的自殺研究推進プログラム) ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供 ・子ども・若者の自殺調査 ・死因究明制度との連動 ・オンサイト施設等の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析 	<p>4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成 ・かかりつけ医の資質向上 ・教職員に対する普及啓発 ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上 ・ゲートキーパーの養成 ・家族や知人等を含めた支援者への支援 	<p>5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・地域における心の健康づくり推進体制の整備 ・学校における心の健康づくり推進体制の整備 ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 	<p>6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置 ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策
<p>7. 社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT（インターネットやSNS等）の活用 ・ひきこもり、児童虐待、性犯罪被害者の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実 ・妊産婦への支援の充実 ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知 ・自殺対策に資する居場所づくりの推進 	<p>8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備 ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・居場所づくりとの連動による支援 ・家族等の身近な支援者に対する支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 	<p>9. 遭われた人への支援を充実する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族の自助グループ等の運営支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 ・遺児等への支援 	<p>10. 民間団体との連携を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体の人材育成に対する支援 ・地域における連携体制の確立 ・民間団体の相談事業に対する支援 ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援 	<p>11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ・学生・生徒への支援充実 ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・子どもへの支援の充実 ・若者への支援の充実 ・若者の特性に応じた支援の充実 ・知人等への支援 	<p>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の是正 ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・ハラスメント防止対策

2 自殺対策の基本認識

本市における自殺対策は、次のような基本認識に基づいて取り組みます。

- (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

このような様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたり、正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっており、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということを認識する必要があります。

- (2) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている。

自殺総合対策大綱に基づく政府の取組のみならず、地方公共団体、関係団体、民間団体等による様々な取組の結果、平成10年の急増以降年間3万人超と高止まっていた年間自殺者数は平成22年以降7年連続して減少し、平成27年には平成10年の急増前以来の水準となりましたが、20歳未満の自殺死亡率が平成10年以降おおむね横ばいであることに加えて、20歳代や30歳代における死因の第1位が自殺となっています。さらに、我が国の自殺死亡率は主要先進7か国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えているなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるをえません。

- (3) 地域レベルの実践的な取組をP D C Aサイクルを通じて推進する。

自殺対策基本法の施行から10年の節目に当たる平成28年に同法が改正され、市町村は、大綱及び都道府県の計画並びに地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定することとされました。あわせて、国は、地方公共団体による地域自殺対策計画の策定を支援するため、自殺総合対策推進センターにおいて、都道府県及び市町村を自殺の地域特性ごとに類型化し、それぞれの類型において実施すべき自殺対策事業をまとめた政策パッケージを提供するとともに、その政策パッケージにより市町村等が実施した自殺対策事業の成果等を分析し、政策パッケージの改善を図り、より精度の高い政策パッケージを地方公共団体に還元することとなりました。このようにして国と地方公共団体等が協力しながら、全国的なP D C Aサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進していく必要があります。

3 自殺対策の基本方針

基本理念の実現を目指して、自殺対策における基本認識を踏まえ、次のような基本方針の下に総合的な対策に取り組みます。

- 基本方針
- 1 生きることの包括的な支援として推進
 - 2 関連施策との有機的な連携による総合的な取組
 - 3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
 - 4 実践と啓発を両輪とした推進
 - 5 関係者の役割の明確化とその連携・協働の推進

(1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する「生きることの包括的な支援」として取り組む必要があります。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な取組

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の関係者や組織等が緊密に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援に当たる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする必要があります。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベ

ル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。社会全体の自殺リスクの低下につながり得る効果的な対策を講じるためには、様々な関係者の協力を得ながらそれぞれのレベルにおける取組を、強力かつ総合的に推進していくことが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

さらに「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象に、「SOSの出し方に関する教育※」を推進することも重要とされています。

※ 「SOSの出し方に関する教育」の詳細に関しては、本章「4 5つの基本施策」のうち、19ページ「【基本施策5】児童生徒のSOSの出し方に関する教育」の項目をご参照ください。

(4) 実践と啓発を両輪とした推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づくとともに、サインに気づいたら、精神科医等の専門家につなぎ、専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

(5) 関係者の役割の明確化とその連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして何より市民の皆さん一人ひとりと連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。「いのち支えあう「志」のまち志布志」の実現に向けては、この地域社会で暮らす私たちが一丸となって、それぞれができる取組を進めていくことが重要です。

4 5つの基本施策

5つの基本施策とは、国が示した「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての市町村が共通して取り組む必要があるとされている地域で自殺対策を進める上で欠かすことができない基盤的な取組となります。

地域自殺対策政策パッケージにおける5つの基本施策	
1 地域におけるネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none">・志布志市自殺対策ネットワーク会議、志布志市自殺対策推進本部の設置・民生委員・児童委員定例会における普及啓発 等
2 自殺対策を支える人材の育成	<ul style="list-style-type: none">・ゲートキーパー養成講座の開催 (市民、市役所管理職・職員向けなど対象に応じた内容の設定)
3 市民への啓発と周知	<ul style="list-style-type: none">・広告媒体を活用した啓発活動・健康教室やイベント等での啓発活動の実施・図書館での「こころの健康関連コーナー」の開設 等
4 生きることへの促進要因への支援	<ul style="list-style-type: none">・うつ等のスクリーニングの充実・こころの相談会の実施・生活における困りごとの相談の拡充 等
5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	<ul style="list-style-type: none">・SOSの出し方教育の実施・教職員向け研修の実施 等

基本施策 1 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しているものであり、自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるよう、地域の多様な関係者が連携・協力して、実効性ある施策を推進していくことが大変重要となります。このため、自殺対策に係る医療、保健、生活、労働、教育等、様々な関係機関の連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

【主な取組・担当部署】

No	取組内容	担当部署
1	【「志布志市健康づくり推進協議会」における推進】 関係行政機関、保健医療関係団体、地区の衛生組織、学校、事業所等の幅広い関係機関や団体で構成される協議会であり、自殺対策に係る計画の協議や承認、計画の進捗状況の検証などを行います。	保健課
2	【「志布志市自殺対策ネットワーク会議」の設置】 自殺対策に係る関係機関が主体となった実務者会議であり、自殺対策に係る関係機関の情報交換や情報共有、自殺対策の推進等を協議します。	保健課 福祉課
3	【「志布志市自殺対策推進本部」の設置】 志布志市役所内において、市長をトップとした全所属長で構成される庁内組織であり、市長の強いリーダーシップの下、全庁を挙げて横断的な自殺対策に取り組みます。	保健課
4	【民生委員・児童委員定例会における普及啓発】 民生委員・児童委員を参集する会議において、ゲートキーパーの役割等について啓発し、住民同士で支え合いと見守りができる体制を推進します。	福祉課

基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成

自殺のリスクの高い人の早期発見と早期対応のため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴いて、見守りながら必要な相談、支援機関につなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー）の養成を進めます。

また、地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材養成や関係機関の相談員の資質向上を図ります。

【主な取組・担当部署】

No	取組内容	担当部署
1	【市役所管理職・職員向けゲートキーパー研修の開催】 庁内の窓口業務や相談、徴収業務等の際に、早期発見のサインに気づくことができるよう、また、全庁的な取組意識を高めるため、管理職を含め、全職員を対象とした研修会を開催します。	保健課 総務課
2	【市民向けゲートキーパー養成講座の開催】 市民、中小企業等に向けて、ゲートキーパーやメンタルヘルスに関する研修会を開催します。	保健課

基本施策3 市民への啓発と周知

自殺を考えている人は悩みながらもサインを発しています。自殺を防ぐためには、このようなサインを発している本人や、そのサインに気づいた周りの人が気軽に悩みを相談できる体制が十分に周知されていることが重要です。

このため、地域、職場、学校等において、こころの健康に関する相談窓口の周知活動を徹底し、早い段階で専門機関につなげていく体制を整えます。

また、いまだに自殺や精神疾患に対する誤った認識が根強く残っており、引き続き正しい認識を広げるための啓発活動を進めます。

【主な取組・担当部署】

No	取組内容	担当部署
1	【広告媒体を活用した啓発活動】 市のホームページにおいて、セルフチェックができる専門サイト（こころの体温計）へのリンクや自殺の多い期間に自殺対策の情報を掲載するなど、情報内容を充実して啓発活動を強化します。	保健課
2	【健康教室やイベント等での啓発活動の実施】 サロン等市民向けの健康教室において、メンタルセルフケアの方法や自殺予防に関する講座を実施し、こころの健康について啓発します。 また、イベント会場において、相談コーナーの開設を行い、啓発を強化します。	保健課
3	【図書館での「こころの健康関連コーナー」の開設】 こころの健康に関する図書コーナーを開設し、こころの健康に関する市民の理解促進を図ります。	生涯学習課
4	【自殺予防週間による街頭キャンペーンへの参加】 自殺予防週間に自殺予防に関するチラシ等の配布を行い、自殺予防と早期発見の啓発を行います。	志布志保健所 保健課 福祉課
5	【住民向け出前講座の実施】 住民からの要望を受けて実施する出前講座において、自殺対策に関する講座を実施し、啓発を強化します。	保健課

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことにより、自殺リスクを低下させる方向で推進していく必要があります。このため、生活上の困り事を察知し、関係者連携で解決を図る支援、自殺未遂者や遺された人への支援や孤立を防ぐための居場所づくり、うつ等のスクリーニング事業などを進めていきます。

【主な取組・担当部署】

No	取組内容	担当部署
1	【うつ等のスクリーニングの充実】 特定健診会場や健（検）診希望調査票で、スクリーニングを実施し、うつ等の可能性のある人の早期発見に努め、支援につなげます。	保健課
2	【こころの相談会の実施】 悩みを抱えている本人やその周りの人が専門家に気軽に相談できる相談会を実施します。	保健課
3	【生活における困りごとの相談の拡充】 それぞれの年代や生活状況によって生じてくる様々な困りごと（健康、子育て、介護、生活困窮、DV、住まい等）に対して、つなぐシートを活用し、関係機関と連携を図りながら相談対応と問題解決に当たります。	全庁的に実施 社会福祉協議会
4	【精神障がい者当事者会「優心会」事業の実施】 外出して人と接することや日常生活の訓練を通して社会参加することを目的とした事業を継続し、社会生活上のストレスとうまく付き合い生活できるよう支援を行います。	福祉課 保健課
5	【身体の病気に関する悩みに対する支援】 生活習慣病、難病、がん、認知症といった健康問題の背景にうつ病などの精神疾患が隠れている場合があることから、地域の医療機関やその他の関係機関と連携し、身体面・経済面などの不安感の軽減を図ります。	保健課 福祉課 地域包括支援センター 志布志保健所
6	【自殺未遂者への支援】 自殺未遂者及びその家族が、安心して地域で生活できるよう相談機関へつなげます。	志布志保健所
7	【遺された人への支援】 自死遺族等の会「こころ・つむぎの会」の案内を行います。	志布志保健所

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

いじめを苦しめた児童生徒の自殺が大きな社会問題となる中、平成28年4月の自殺対策基本法の改正により、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということ学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）の推進が盛り込まれました。

このため本市でも、児童生徒が命の大切さを実感できる教育だけでなく、SOSの出し方に関する教育を行うことにより、直面する問題に対処する力やライフスキルを身に付けることができるよう取り組みます。

【主な取組・担当部署】

No	取組内容	担当部署
1	【SOSの出し方教育の実施】 小・中学校において、「こころの授業」を行うとともに、困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関にすぐに相談できるよう、具体的かつ実践的な教育を行います。	学校教育課
2	【教職員向け研修の実施】 管理職研修会、生徒指導等担当者研修会、養護教諭等研修会において、児童生徒が出したSOSについていち早く気づき、どのように受け止め対応するかについて研修を行います。	学校教育課
3	【学校への専門家派遣】 各学校へスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員を派遣し、学校生活や家庭生活、心の健康に関する相談を受ける体制の充実を図ります。	学校教育課
4	【教職員向けゲートキーパー養成講座の実施】 教職員に対し、児童生徒が出したSOSのサインについていち早く気づき、どのように受け止め対応するかについて、理解を深めるための研修会を実施します。	保健課 学校教育課
5	【中学生向けゲートキーパー養成講座の実施】 中学生に対し、友達が出したSOSのサインについていち早く気づき、どのように受け止め対応するかについて、理解を深めるための研修会を実施します。	保健課 学校教育課
6	【ゲートキーパー養成研修会の実施】 志布志市内の高校生に対し、不安や悩みを抱えた身近な友人や知人に気づき、適切な相談先につなげることや自身の援助希求能力、ストレス対処能力を学ぶための研修会を実施します。	志布志保健所

5 3つの重点施策

本市においては、平成25年から29年までの5年間で、36人が「健康問題」を、次いで10人が「家庭問題」を、6人が「経済・生活問題」を動機の一つとして自殺で亡くなっています。

また、国が作成した本市の自殺実態プロファイルにおいては、「高齢者」、「生活困窮者」、「無職者・失業者」に係る自殺対策の取組が重点課題であるとして推奨されていることを踏まえ、次のとおり、本市における3つの重点施策を推進していきます。

志布志市における3つの重点施策

重点施策1 高齢者への自殺対策の推進

- (1) 地域ケア会議の実施
- (2) 地域での気づきと見守り体制の強化 等

重点施策2 生活困窮者への生活支援と自殺対策の連動

- (1) 包括的な相談支援体制の充実
- (2) 生活困窮者支援調整会議の開催 等

重点施策3 無職者・失業者への支援の強化

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 就職説明会の実施 等

重点施策 1 高齢者への自殺対策の推進

本市では、平成25年から29年までの全ての自殺者のうち60歳以上の割合は、70%となっており、非常に高い割合となっています。

本市の自殺者の原因・動機については、健康問題が最も多く、50%を超えています。特に、高齢者の場合は、身体疾患の悩みとともに、社会的役割の喪失感や孤独感などが加わる結果と考えられます。

○ 国による本市の自殺実態プロファイルでは、次のように分析しています。

志布志市の自殺の特徴

◎男性60歳代以上、無職、家族と同居（平成25から29年まで 14人）

◎男性60歳代以上、無職、独居（平成25から29年まで 6人）

◎女性60歳代以上、無職、家族と同居（平成25から29年まで 6人）

背景にある主な自殺の危機経路の例

失業（退職）⇒生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患⇒自殺

失業（退職）＋死別・離別⇒うつ状態⇒将来生活への悲観⇒自殺

身体疾患⇒病苦⇒うつ状態⇒自殺

高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、様々な背景や価値観に対応した支援、働き掛けが必要です。市では、行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の支援等を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援として自殺対策の推進を図ります。

【主な取組・担当部署】

No	取組内容	担当部署
1	【地域ケア会議の実施】 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、支援者（民生委員、住民、介護事業所等）が集まり、個別支援の充実を図り、多職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組めます。	地域包括支援センター
2	【地域での気づきと見守り体制の強化】 地域の身近な支援者（民生委員、民間企業、事業所等）が、様々な悩みのために自殺のリスクを抱えている高齢者を早期に発見し、適切な支援機関につなぐとともに、その後の見守りを続けていく体制を構築します。	保健課 福祉課 地域包括支援センター 社会福祉協議会

3	<p>【介護問題を抱える家族の支援体制の構築】 介護ストレスを抱える家族の悩みを聴き、支援者が寄り添い、悩みの解決を目指します。</p>	保健課 地域包括支援センター
4	<p>【介護者のつどい「ひまわり」の活動支援】 介護者相互が交流し、心身のリフレッシュを行う、つどいの場が継続できるよう支援します。</p>	社会福祉協議会 地域包括支援センター
5	<p>【うつ等のスクリーニングの充実（再掲）】 特定健診会場や健（検）診希望調査票及び8020教室で、スクリーニングを実施し、うつ等の可能性のある人の早期発見に努め、支援につなげます。</p>	保健課
6	<p>【認知症初期集中支援事業の実施】 認知症が疑われる、又は認知症の症状があり、医療機関や介護サービスへつながっていない方のお宅に、専門スタッフで構成されたチームが訪問し、本人や家族に合わせたサポートを行います。</p>	地域包括支援センター
7	<p>【地域コミュニティーづくりの推進】 高齢者が地域の人との交流等により生きがいを感じられるよう、地域の行事や地区サロン、ころばん体操等の居場所への参加を勧め、必要なときに適切な支援につなげるよう取組を進めます。</p>	保健課 地域包括支援センター 社会福祉協議会
8	<p>【オレンジほっとカフェの推進】 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、認知症の方やその家族、地域住民、専門職等が気軽に集い、互いに交流できる居場所づくりを支援します。</p>	保健課 地域包括支援センター
9	<p>【生涯学習・生涯スポーツの推進】 高齢者が生涯にわたって学習意欲を持ち、自己実現を支援することを目的に「高齢者学級」、「生涯学習講座」や「まちづくり出前講座」を開設し、高齢者の生きがいづくり、仲間づくり、健康づくり等を支援します。</p>	生涯学習課

重点施策2 生活困窮者への生活支援と自殺対策の連動

生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、自殺のリスクを高める要因になりかねません。また、国の自殺実態プロファイルでは、本市の自殺対策の重点パッケージとして、「生活困窮者」の対策を推奨しています。

生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向があります。

○ 国による本市の自殺実態プロファイルでは、次のように分析しています。

志布志市の自殺の特徴

◎男性60歳代以上、無職、家族と同居（平成25から29年まで 14人）

◎男性60歳代以上、無職、独居（平成25から29年まで 6人）

背景にある主な自殺の危機経路の例

失業（退職）⇒生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患⇒自殺

失業⇒生活苦⇒借金＋家族間の不和⇒うつ状態⇒自殺

生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。

【主な取組・担当部署】

No	取組内容	担当部署
1	【包括的な相談支援体制の充実】 生活の困りごとについて、相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じ適切な支援先につなげます。	福祉課 保健課 社会福祉協議会 障がい者等基幹相談支援センター
2	【生活困窮者支援調整会議の開催】 市民の相談に当たる関係機関が連携して対策を検討し、支援を継続します。	福祉課 社会福祉協議会
3	【無料法律相談会の実施】 多重債務等悩みを抱えた住民に対し、司法書士会が主催する相談会を支援します。	総務課 司法書士会
4	【消費生活相談の実施】 消費生活上のトラブルに関しての相談を受けて、支援につなげます。	消費生活センター 港湾商工課

重点施策3 無職者・失業者への支援の強化

本市では、平成25年から29年までの全ての自殺者のうち無職者の割合は、79%となっており、非常に高い割合となっています。

自殺のリスクが高い無職者・失業者では、離職・長期間失業など就労や経済の問題を抱えている場合もあれば、経済問題以外の傷病、障がいや人間関係の問題等を抱えている場合もあります。

勤労世代の無職者・失業者は社会的に排除されやすい傾向があり、無職者・失業者に対する自殺対策を、包括的な自殺対策の中に位置付け、諸施策を実施する必要があります。

○ 国による本市の自殺実態プロファイルでは、次のように分析しています。

志布志市の自殺の特徴

◎男性40～59歳、無職、家族と同居（平成25から29年まで 4人）

背景にある主な自殺の危機経路の例

失業⇒生活苦⇒借金+家族間の不和⇒うつ状態⇒自殺

自殺のリスクの高い無職者・失業者に対して、当事者のリスクを漏れなく把握し、多職種・多分野で支える当事者本位の支援体制を構築していきます。

【主な取組・担当部署】

No	取組内容	担当部署
1	【相談支援体制の充実】 失業、倒産、多重債務等の悩みについて、相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じ適切な支援先につなげます。	社会福祉協議会
2	【就職説明会の実施】 求職者が効率的に企業情報の収集ができるよう、企業説明会を実施します。	港湾商工課 大隅公共職業安定所
3	【創業支援事業の実施】 創業や経営に関する悩みや事業継承についての相談に応じます。	港湾商工課
4	【雇用促進協議会の実施】 雇用促進事業に取り組んでいる大隅公共職業安定所や志布志市シルバー人材センター等、各種団体が集まり、雇用に関する施策の推進や労務の強化促進を図ります。	港湾商工課

5	【こころの健康づくり相談会の実施（再掲）】 体調や人間関係等の不安や悩みを抱える方を対象に臨床心理士がアドバイスを実施します。	保健課
---	---	-----